

産婦人科医師育成のためのご支援のお願い

地域医療の未来を支える医師を育てています
北海道に暮らすすべての女性が安心して暮らしていくために

当教室は、産科学及び婦人科学の進歩・発展を通じ人類・社会の福祉に貢献することを目的に、主に広大な北海道の産科婦人科の医療及び保健に関する社会一般への啓発並びに普及活動に必要な事業を行って参りました。

しかしながら、今後も地域の拠点として、「産婦人科医療の維持（周産期医療含む）」「専門的医療」「高度な教育・研究」を続けるためには、若手医師の更なる育成が必要です。北海道で生活するすべての女性が、安心して医療を受けることが出来るように、産婦人科専門医を育てていかななくてはなりません。

医学生の産婦人科への関心を高める取組や、若い産婦人科医師のスキルアップを継続的に行う事業を開催し、人員の確保並びに先進医療を習得した医療者の育成を継続したいと考えております。

そのために、より安定した事業運営体制を構築し、上述の社会貢献を継続することができるよう、広く一般の皆様及び企業の皆様からご寄附を募りたいと存じます。

ぜひ、当教室の活動にご理解とご賛同をいただき、是非ご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

平成30年4月

旭川医科大学産婦人科 教授 千石一雄
同 同門会長 川村光弘
同 医局長 金井麻子

未来へ技術をつなぎます

先輩医師-若手医師-これから産科婦人科を専門とする医師になろうとする医学生との連携を深め、医療技術を伝えるための研修や技術講習会を実施します。また、若手医師が、より高度な医療技術を習得するために、国内・海外留学を支援します。

地域医療の拠点で在り続けるために
産婦人科医療を提供し続けるために
専門的医療の担い手が誕生し続けるために
高度な教育を受け
先端の研究を行い続けるために
そうしていつまでも
未来に医療を受けるこどもたちが安心して
医療を受けられるように

よりよい医療のために

北海道産婦人科医療充実のため、地域自治体・関連病院・住民の方々と連携して参ります。また、当科産婦人科医師の働き方改革を進めると共に、最新技術の習得や研究のために学会や研究会への参加を推進します。

○税法上の優遇措置○

1) 個人からのご寄附

①所得税について

2千円を超える部分については、当該年度の所得の40%を限度に当該年度所得から控除することができます。

②個人住民税について

各自治体の条例で本学が「寄附金税額控除対象法人等」として指定された場合、所得税の寄附金控除に加えて、個人住民税が軽減されます。寄附金額から2千円を控除した額に、一定の率を乗じた税額が、寄附した年の翌年度の個人住民税から軽減されます。控除対象限度額は、総所得金額等の30%です。

※詳細については、お住まいの市区町村にお尋ねください。

2) 法人からのご寄付 全額損金へ参入可能です。

○寄附手続のながれ○

①寄附金申込書の提出
旭川医科大学総務課会計課
総務会計係に郵送または
ご持参ください。



②寄附金の受入決定



③「入金依頼書」の発送
入金依頼書が届き次第、
ご入金ください



国立大学法人

旭川医科大学

〒078-8510

旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号

○寄附手続に関するお問い合わせ先○ 総務部会計課会計総務係

電話：0166-68-2145 F A X：0166-66-1300

メールアドレス：kai-somu@asahikawa-med.ac.jp

○活動内容に関するお問い合わせ先○ 産婦人科学講座

電話：0166-68-2562 F A X：0166-68-2569

メールアドレス：sanka-kikin@asahikawa-med.ac.jp

